

法務大臣 鳩山邦夫 様

10月30日の参議院法務委員会で審議された通り、日本政府は、1981年に国連難民条約に加入して以来、クルド人を一人も難民として認定していません。この理由として、鳩山法務大臣は、クルド語による教育や放送が認められたことをもって、トルコ政府によるクルド人への差別や迫害が近年緩和されたためという認識を示されていました。

しかし、2007年8月19日の東京新聞の報道によると、2005年3月には、本国での迫害の恐れはないとする入国管理局の説得を受け入れて、送還に応じたクルド人男性が、イスタンブールの空港に着くなり現地警察に拘束されるという事件がありました。逮捕理由は、所持品の写真に「クルドの旗」が映っていたというもので、これは「国際基準からして、明らかな迫害」(アムネスティ・インターナショナル日本)に当たります。こうしたトルコ政府の対応は、男性をトルコに送還した入国管理局の判断と同様、国際的な非難の対象になると考えられますが、入国管理局は、その後日本に再入国して難民申請を行った男性に対して、2年近くも判断を保留しています。

このケースはこれまで日本に難民申請をした800人のトルコ国籍のクルド人のごく一例で、実際には多くのクルド人難民申請者がこうした厳しい状況に置かれているのですが、鳩山大臣はこのような事態をどうお考えでしょうか。

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) によると、2006年に世界で難民申請したトルコ人の数は約1万6000人で、そのうち13%に当たる約2000人が難民として認定されています。民主党の今野議員が指摘していた通り、最近ではトルコ軍によるクルド地域への空爆を含む越境攻撃が激化しています。こうした状況下で、日本に在留するクルド人を本国に送還する行為は、「難民を、いかなる方法によっても・・・その生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し又は送還してはならない」(第33条 追放及び送還の禁止)ことを定めた難民条約に違反しています。

どうか、日本で難民認定を求めるクルド人に対して、そして、クルド人だけでなく、様々な事情から本国に帰ることのできない難民申請者に対して、法務大臣の権限により、人道的な配慮から適切な措置を取ってくださるよう、強く要請いたします。

年 月 日

氏名:

住所: